

## 東京都国民健康保険団体連合会公式ツイッター運用要領

### (目的)

第1条 この要領は、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という）がTwitter（以下「ツイッター」という）を保険者及び医療機関等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター：インターネット上で140文字以下の短い文章等を不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター：連合会が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ：他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート：他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

### (運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は連合会とし、アカウントの管理及びツイートの発信は企画事業部事業課が行う。

2 ユーザー名は「tokyo\_kokuhoren」という。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用主体としてツイッターのユーザー名を、連合会のホームページ上に明示する。

### (アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 本運用要領で定められているアカウントの運用主体及び発信する内容、発信方法等について、ツイッターのプロフィール欄に明示する。

### (掲載内容)

第6条 公式ツイッターにおいては、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 保険者及び医療機関等に対して緊急に情報提供を行う必要があると事業課が判断したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、保険者及び医療機関等にとって有益であると事業課が判断したもの

第7条 画像の投稿は、原則として連合会で所有するもので使用に関して適切であると判断した  
ものについていう。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第8条 リプライは、原則行わない。ただし、国、都、保険者、公益法人等が発信したツイートの、特に企画事業部事業課長が必要と認めるものは、この限りでない。

2 リツイートは、原則行わない。ただし、国、都、保険者、公益法人等が発信したツイートの、特に企画事業部事業課長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは、原則行わない。ただし、国、都、保険者、公益法人等が開設したアカウントで、特に企画事業部事業課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(ホームページとリンク)

第9条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として連合会が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、保険者、公益法人等が開設・運営しているホームページで、特に企画事業部事業課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(その他)

第10条 その他、この要領の実施について必要な事項は、企画事業部事業課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。